

令和3年度 第2回 調布市再犯防止推進計画策定委員会 議事録

日時：令和4年2月25日（金）18：30～20：10

場所：調布市文化会館たづくり10階 1002学習室（オンライン開催）

【出席者】

- 1 出席委員：川村委員長，掛川副委員長，宮内委員，山本委員，小川委員，高橋委員，藤井委員，高笠委員，宮地委員，福澤委員，鈴木委員，風間委員，宇津木委員，米倉委員，石川委員，山田委員
- 2 事務局：福祉総務課
- 3 傍聴者：0名

【資料】

- ・調布市再犯防止推進計画策定委員会【第2回】（パワーポイント資料）

1 開会

事務局から注意事項の説明，配付資料の確認を行った。

2 議事

(1) 計画全体の構成（章立て等）案と基本的事項の検討

委員：計画全体の構成案と基本的事項の検討について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：（パワーポイント資料P4～9の説明）

委員：ご質問・ご意見等ございますか。

計画期間に関して現段階ではどのような検討状況にあるのか差し支えなければ教えていただければと思いますが，いかがでしょうか。

事務局：国の手引きによりますと5年間で標準ということですが，他の計画に合わせて期間の調整が可能とも記載されております。そのため，国・都の計画及び福祉3計画の期間との整合性を図れるように検討している段階でございます。

委員：5年をベースにしつつ他の計画との整合性も踏まえ検討されているということですね。

(2) 各論（基本方針の項目）の概要案の検討

委員：各論の概要案の検討について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：（パワーポイント資料P11～29の説明）

委員：ご質問・ご意見等いただければと思いますが，いかがでしょうか。

委員：多機関連携・協働という文言が出ていますが，研修の部分がどこかにないことにはなかなかうまくいかないと思います。

委員：研修のターゲットとしてはどのような方を想定しておられますか。

委員：いろいろな団体を何となくは知っていますが活動の内容はわかりません。私自身，保護司会

のほかに更生保護女性会にも入っていますが、実際のところ研修というのはほとんどありません。各団体が再犯防止について熟知しているとは言えないので研修の機会があればと思いました。

委員：ご指摘ありがとうございます。④の「民間協力者の活動促進等」と重なる部分があると思いますが、この件について事務局としてはいかがですか。

事務局：事務局としましても委員長と同じ考えでございます。委員からは異なる団体がどのような活動をしているかがわかりづらい現状を踏まえて「研修」という言葉をいただいたと思います。

更生保護や地域福祉を担っていただいている団体には市が事務局を担っていることもありますので、まずはその中で各団体のニーズを拾い上げながら支援してまいります。

そこに再犯防止の視点も加えた上で、団体同士の顔が見える関係というのが、まさしく⑤の地域共生社会でございます。また、再犯防止のネットワークをつくるためにも市内の部署間の連携を強化していきたいと考えております。

委員：前向きに取り組んでいただければ有り難く思います。いろいろな団体がありますが、その団体を知っているのは役所の方です。地区協議会という地元密着型の組織が調布市にはあるのですが、そういうところと連携することも大事かと思えます。

委員：研修等のない中で各団体がある意味別個に対応している現状、そして調布の各地区に存在する地区協議会との連携も視野に入れるべきではないかという大変貴重なご指摘でした。

委員：P18「高齢者や障害者への支援」の現状の主な取り組みに「地域福祉コーディネーター事業の推進」とあって8名の方が地域福祉コーディネーターとして活動されていると聞いております。1人で2～3の小学校を受け持っているそうで、苦勞されているだろうと民生委員とも思えます。そういった中でコーディネーター同士や各団体との連携があればさらに充実した活動ができると思えますし、地域の再犯防止に関するより細かな情報が出てくる気もしております。

P21に「一度退学をしてしまうと、低学歴であることが就職へ影響」という文章があります。「低学歴」という言葉に抵抗を感じるのですが、この表現でよいのでしょうか。

委員：ありがとうございました。まずは地域福祉コーディネーター事業に関して民生委員のお立場からすると地域福祉コーディネーターの活動内容が見えにくく連携しづらいもどかしさがあるというご発言だったかと思えます。地域福祉コーディネーターについて補足しますと個別支援と地域支援の両方を視野に入れて同時並行で進めるところがあり、当然各地域の民生委員さんや民間支援団体との連携が重要になってくるわけです。

その辺りのことは地域福祉計画の守備範囲でもあるのですが、再犯防止の観点から捉え直し改善する余地がないかというご指摘をいただきました。

それから、低学歴という言葉には少しネガティブな響きがあるので表現を慎重に考えるべきではないかといったようなご意見をいただいたと思っております。

以上2点につきまして、事務局からの回答をお願いいたします。

事務局：1点目の地域福祉コーディネーターですが、現在、8名でございます。市を8つのエリアに分け、そこで地域福祉コーディネーターや地域包括支援センターの職員等が連携しながら活動しております。ご指摘のとおり地域福祉コーディネーターは小学校区2～3校に1名の配置ということで、もしかすると民生委員との連携で少し課題を抱える部分があるかもしれません。平成25年度から地域福祉コーディネーターを段階的に増やしてきましたので以前よりもコーディネータ

一同士の連携や民生委員をはじめ地域の皆様との連携も拡充できているとっております。そのため、今後は再犯防止の視点も含め事業を推進してまいり所存でございます。高齢者を対象とした生活支援コーディネーターも段階的に増やしているところであり、地域包括支援センターも活動しておりますので、地域福祉コーディネーターだけでなくさまざまな機関との連携を図っていききたいと思っております。

2点目は「低学歴」という言葉に違和感を覚えるとのことですが、用語の選択を再度確認しながら子ども・若者支援の中で我々の行いたい施策が市民に理解されるような表現方法を工夫していきたいと思っておりますので、ご助言等ありましたらよろしくお願いいたします。

委員：先ほどから話が出ている地域福祉コーディネーター事業は私ども社会福祉協議会が実施しております。地域の方の困りごとに関する相談援助を行っているのですが、最近では逮捕歴のある息子さんについてのご相談がありました。また、薬物やアルコール依存の問題に関しては保健所と連携を図りつつ対応しております。

委員：ありがとうございました。先ほど「低学歴」という表現に関して事務局から代替案があればというような問いかけもありましたが、何か思い浮かぶ文言がございましたら皆様のお知恵をお借りしたいと思います。

それ以外の部分でご質問・ご意見等いかがでしょうか。

委員：私は保護司会で薬物依存症者の担当をしているのですが、その件で質問があります。千代田区には回復プログラムというものがあって保護観察中あるいは解除になりたての方に声をかけて参加するよう指導していると聞いていますが、多摩地区でも同じような回復プログラムがあるのでしょうか。

委員：23区の中では千代田区、豊島区、江東区、渋谷区等で保護司会が主催の形で薬物依存回復のプログラムを実施されており、保護観察所のプログラムではなくそちらに通われている方もいます。立川支部管内でそのような取り組みはまだ行っていません。

委員：千代田区にしても豊島区にしても区外の人ばかりの参加で区民が来ないというお話を伺いました。自分が薬物を使用していたことを知られたくないため地元では参加したくないのかもしれない。どの地区のプログラムに参加してもよいのですが、多摩地区にもあればと思っております。

委員：ありがとうございました。大変重要なご指摘をいただいたと思います。委員から何かございますか。

委員：薬物を使用した方がそれを断ち切るのはとても大変で服役や保護観察が終われば問題解決というものではありません。地域とつながり続ける先として保健所や精神保健福祉センター、病院、ダルク、NAといったいろいろな選択肢があればよいと思います。

委員：ありがとうございました。薬物依存症の方の自助グループであるダルクでも県をまたいで利用している方がおられます。自分のことを知っている人がいない所で世間体を気にせず治療に専念したいというご意向があるようです。いずれにしても、おっしゃっていたようにたくさんの選択肢の中から選べるのが大事だと思います。一方、何らかの理由で自宅近くでなければ通えない方もいますので、その意味では事務局のご指摘は非常に重要だと感じております。

ほかの件に関して何かございますか。

委員：今後各パートの現状の主な取り組みの内容を再検討するということですので、新規の取り組みも記載されるだろうと期待しております。

P15, ①の「就労確保支援」に「協力雇用主の拡大や活動支援を行います」と書いてありますが、現状の主な取り組みにはそれに該当するものがまだ記載されていません。

P19, ②の「薬物依存者への支援」に「適切な保健・医療サービスの利用に結びつけます」と書いてありますが、現状の主な取り組みに薬物依存者への支援が記載されていないと思います。

P23, ③の「立ち直り・学び直し支援」に「非行のある少年の立ち直りを支援するため、適切な支援を提供します」と書いてありますが、それに対応する具体的な取り組みが記載されていないと思います。

薬物依存者や非行のある少年に関することについては市の事業として直接的に取り組んでおられるわけではないかもしれませんが、精神保健福祉センターや保健所につなぐ形で支援してくださっていると思います。また、薬物依存者で精神障害者とされている方には、障害者として支援してくださっていると思います。また、中学校は市立ですので、非行のある中学生については関係機関との連携し、復学の支援をされていると思いますので、その記載もしていただけると有り難いです。

P25, ④の「民間協力者の活動促進等」の現状の主な取り組みに「北多摩地区保護観察協会への参画」とありますが、保護司の人材確保についても支援を行っていただいていると理解しております。

P28, ⑤の1点目の文章は不正確です。刑務所から出てきたら刑事司法手続中であっても生活保護や障害福祉サービスを受給できます。

2点目に「対象者に関する情報の収集が容易でないといった課題があります。そのため、多くの機関が連携・情報共有を強め」と書かれていますが、個人情報の提供については令和3年3月改定の再犯防止推進計画策定の手引きの中で整理されています。この文章では対象者の情報が関係機関の間で全部共有されているような印象を与えますが、そういうわけではないので書きぶりをご検討いただければと思います。

委員：ご指摘ありがとうございました。細やかに複数箇所の課題や具体的な改善のアイデアをお出しいただいたと思います。

それと同時に、現状の主な取り組みのところに書いてあること以外にも方針に沿う取り組みもあるだろうからその掲載も検討してはどうかというようなご提言もいただきました。

今のご発言を受けて事務局からコメント等いかがでしょうか。

事務局：細部にわたってご指摘いただきましたので個々については議事録を確認しながら検討したいと思います。

ここでは3点についてお答えいたします。

1点目、直接的な事業ではないが例えば精神保健の部分で連携している事業があると具体例をあげていただきました。

第1回の委員会でもご説明しましたが、国の手引きにもありますように今まで行ってきた事業の視点を変えることによって再犯防止に資するところが見えてくるようになります。

今回の資料ではそれを十分に示すことができなかつた部分もございますが、視点としては同じ

方向を向いていると思いますので委員の皆様にはわかりやすいような資料の作成とともに、今いただきました指摘内容について詳細に検討していきたいと考えております。

2点目、⑤の内容をもう少し正確にということについては、我々は刑事司法に明るくないところもありますので改めて勉強するとともに、こうしたご指摘は非常に有り難いのでまた振り返って計画の記載の充実を図っていきたいと思っております。

3点目、国の手引きについては再度確認させていただきますが、法律で許される範囲内でどこまで各機関が個人情報共有できるかということも課題であると現場から聞いておりますので、そういった点を踏まえながら支援のあり方を検討していきたいと思っております。

委員：昨今は子ども絡みの事件が多いように思います。学校内で問題が起きているということで民生委員や保護司が学校と連携を取って年に一度研修会を実施しております。子ども家庭支援センターや主任児童委員とも連携しておりますので、そのことを現状の主な取り組みに記載していただければと思います。

委員：ありがとうございます。これに関しては是非とも前向きにご検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

事務局：委員のおっしゃるとおり民生委員や保護司はいろいろな団体や組織と連携されていますので、そういった詳細につきましても極力計画の中に落とし込めるよう検討させていただければと思います。

委員：P14「居場所づくり」の現状の主な取り組みは子どもに偏っているので高齢や障害の部門をいかに入れていくかが課題です。P16「住居確保支援」の現状の主な取り組みも障害部門が抜けていますので、この辺りをしっかり取り組んでいただければと思っております。本計画の対象者が犯罪をした者等—刑務所を出た人や被疑者、被告人となった者等—ということで広く捉えられているとして、対象者に対して調布市が行っている取り組みをどのように知らせていくののだろうか重要だと思っております。

例えば社協や包括等の機関が対象者を拒否せず支援につなげていくことが大事だと思っております。どこに行けばよいかわからない人に対する総合相談窓口のようなものがあるかどうかについて教えてください。

委員：ありがとうございます。資料の内容の確認、施策の偏りということで2点ほどご指摘いただいたかと思っております。

それから情報をどのように当事者の方に知らせていくのか、さらには情報へのアクセスがなかなか難しい方を受け止める回路をどのようにつくっていくのかということですね。これはまさに地域共生社会の包括的な支援体制、総合相談というところとも直接関わってくるとても重要な論点かと思っております。

事務局からコメント等ございますか。

事務局：P14・16の各分野の視点が欠けているというご指摘についてはおっしゃるとおりでございますので幅広く検討したいと思います。対象者に情報をどのように届けるか、もしくは自らSOSを出せない対象者をどう発見していくかという点につきましては委員からご発言のありましたように基本は地域共生社会の包括的な支援体制、総合相談になるかと考えております。

総合相談に関しましては1つの部署に窓口を設置するという方法を取っている自治体もありま

すが、調布市の場合はこちらかといえば連携型、各専門分野が連携しながら一緒に支援する方法で行っております。対象者をどこまで我々が把握できるかが課題としてあります。先ほど個人情報についてのご指摘もありましたが、対象者を我々の権限の範囲内で発見し支援していく方法と、窓口に来ていただける情報発信の仕組みづくりについて今後議論していきたいと思っております。

委員：委員から追加のコメント等あればお願いできればと思います。

委員：出所した人や被疑者・被告人等の情報を市が積極的に監視していくべきと言っているわけではないということは大前提として理解しておいていただきたいと思っています。支援が必要なのに声を出せない人に対して調布市ではこのような支援が受けられるのだということをどう対象となる人びとに示していくのかといった意味合いでの発言でございました。

委員：補足をありがとうございました。

P14の「居場所づくり」についてですが、現状の主な取り組みがご指摘のとおり若い年齢層に偏っています。高齢者のサロン等も実施されていますが、いずれにしてもこういったものをピックアップしていくと対象の偏りが浮かび上がってくるためそのギャップをどう埋めていくかが大事で、それがこの計画をつくる上での最終的なゴールあるいは大きな意義ではないかと思えます。

自分が罪を犯した事実を重く受け止めている方ほど地域に居場所があってもそこに入っていくのは難しい、そういった観点も重要です。それに関してヒントになるかどうかはわかりませんが、自分の属性をネガティブに捉えている方の場合、誰もが参加できる場ではなく同じ属性の人が集まっていることがわかっている場に行くほうが最初の心理的抵抗が低いという指摘があります。

もちろんいつまでもそこにとどまるのではなく、いろいろな背景や属性を持つ人々が集う場につながる事が大事ですが、段階を踏んで居場所をつくっていく必要もあるかもしれないと個人的には思います。

それ以外の部分で皆様からコメント等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員：P14の現状な主な取り組みに私どもの課の所管のものが散りばめられています。いつかお時間をいただいてその辺りのことを実態も含めお話しさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員：ありがとうございます。是非よろしく願いいたします。

委員：小学校の高学年や中学生で学校になじめない子どもがいます。小学校で不登校になると中学校でも不登校になる率はかなり高いと思います。頑張って学校に来ている子どもたちも成績面で追いつかず、何らかの形で高校に入れても結局は中途退学し犯罪に加担してしまうケースが結構あります。子どもには必ず長所があるわけで、例えばこの子はパソコンの扱いが上手など個々の得意分野を学校の先生が見つけてほしいと望みます。

調布市は一人ひとりを大切にする視点を持つ市だということをごどこかに打ち出してもよいかと思えます。

委員：ありがとうございます。おそらくこれは計画の中の大切な理念の1つとして皆さんで共有、あるいは発信していきたいということかと思えます。偏差値という単一の物差しで価値をはかれるような風潮に対する現場からの重大な危機感をお伝えいただきました。この件について事務局からコメント等ございますか。

事務局：今後骨子をまとめる際には委員のご発言の趣旨を計画の根底に活かしていく形で理念や基

本的な方向を考えていきたいと思ひます。

委員：P11, 計画の基本方針の④にありま地域防犯について、コメントがあれば是非お願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

委員：犯罪が起きないようにすることが最も大切で。小さなことですが、市民一人ひとりがひたたくりに遭わないように自転車のかごにカバーをするだけでも防犯になります。保護司として犯罪者を出さないためにも簡単な防犯をするように心がけてはいるのですが、市民にとって安全なまちというのは基本的にはどこかで誰かが動かさなければできないだろうと思ひています。

近所で道を歩く人にあいさつをするだけで犯罪が減ります。私の住んでいる地区には高齢者が多いので、より犯罪に遭わないようにする工夫が必要だと思ひています。この間10年ぶりに警察官の方が巡回連絡に來られました。前は家族構成を聞かれたのですが、今は個人情報保護の関係で難しいようです。警察官の姿が見えることは安全につながります。自転車等で移動する時は、ぜひ、子どもたちが遊んでいる公園の脇をパトロールするなどのことをしてほしいと感じました。

委員：ありがとうございます。市民一人ひとりの心がけについてと警察に対する期待・要望のお話をいただきました。警察のお立場としてもし何かあればと思ひますが、いかがでしょうか。

委員：検挙するのはもちろん警察であります、特に生活安全部門では検挙と防犯を両輪で進めております。空き巣が入りづらいのは、まさに委員のおっしゃっていたとおり下見に行つて声をかけられるケースで、そういった地域の防犯体制づくりが非常に大切だと感じています。

警察官としては交差点で一度立ち止まる、あるいはATMに寄つて電話しながら操作している人はいないか確認するというプラスワン警戒を行つております。巡回連絡については非常に難しい状況ではあるのですが、実施はしています。ただ、優先順位を付けての実施ということで家族が全く変わっていない一軒家はどうしても後回しになり、入れ替わりの多いアパート・マンションを優先的に訪問しているのが現状です。

警察としては何があつても犯罪者を捕まえ関係部署につなぐということに変わりはありません。

委員：貴重なご発言ありがとうございます。同じものでも違う角度から視点を当てれば別の解釈ができるわけで、そういったことを共有するというのも委員会の大事な意義かと思ひます。

今日の時点でこれだけは発言しておきたいということがあれば最後にお受けしたいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしいですか。では、本日の議事はこれにて終了させていただきます。

3 その他

事務局から連絡事項として次の2点を説明。

(1) 委員会の議事録

ア 第1回委員会の議事録については、当日の発言者に対し内容確認を依頼している状況である。

回答が出そろう次第、各委員に配付し、市のホームページにて公表する。

イ 第2回委員会の議事録についても、後日、発言者に対し内容確認の依頼をする。

(2) 次回会議スケジュール

3月28日(月)又は29日(火)を予定。